

後期高齢者医療被保険者証

問 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101(内線327・328)

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人、および65歳以上75歳未満の人で加入を希望した人(障がい認定を受けた人)が対象(被保険者)になります。

8月1日からは新しい保険証で受診してください。

新しい被保険者証は、7月に住民票に記載された住所、または設定されている送付先へお送りしました。

新しい被保険者証の色は「黄色」になりますので、お手元に届きましたら、住所・氏名・負担割合などの記載内容をご確認ください。なお、新しい被保険者証は8月1日からお使いいただけますので、**7月31日までは橙色の被保険者証を医療機関等へご提示ください**ようお願いいたします。**有効期限の過ぎた被保険者証は、ご自身で裁断するなどして破棄してください。**



有効期限は
令和7年7月31日

旧(橙色)



▲ 令和6年7月31日まで

新(黄色)



▲ 令和6年8月1日から

福祉医療費受給者証

問 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101(内線326)

8月1日からは新しい受給者証で受診してください

新しい福祉医療受給者証を7月にお送りしました。古い受給者証は処分し、新しい受給者証を提示してください。

【有効期限】 令和6年8月1日～令和7年7月31日

【受給対象者】 以下の表に該当する方

心身障害者	特別児童扶養手当2級以上の人 身体障害者手帳3級以上の人 (65歳以上の人は4級でも該当になる場合があります。) 療育手帳A1・A2・B1の人 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 障害年金1級の人 65歳以上国民年金法施行令別表該当者
母子・父子家庭など	18歳未満の児童を扶養している母及び児童 18歳未満の児童を扶養している父及び児童 父母のいない18歳未満の児童
75歳以上の 低所得者世帯高齢者	市民税所得割を課せられていない世帯 ※令和6年市民税所得割に対する特別控除(定額減税) 前の税額で判定します。
子ども	出生から高校卒業まで(18歳到達後の3月31日まで) ※高校卒業まで同じ受給者証を使いますので、現在お持ちの受給者証を引き続きご利用ください。

現物	福祉医療費受給者証
公費負担者番号	
受給者番号	
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
自己負担割合	院 院 院
訪問看護	
介護療養型医療費	
入院時食事療養費	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日

福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号
受給者番号	
住所	長野県
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関名及び印	長野県
交付年月日	年 月 日